

人生投資アカデミー利用規約

人生投資アカデミーは、「金融読解力」を身につけ、自分自身がイニシアティブを握る人生をデザインすることをコンセプトにした当社が主催する体験型プログラムです。本プログラムの参加にあたっては、予め以下の利用規約にご同意ください。本プログラムに関し、特定商取引法にかかる事項については、「特定商取引法に基づく表示」

(https://www.sonyfg.co.jp/images/sustainability/stakeholder/academy/academy_tokushouhou.pdf)をご確認ください。なお、「人生投資アカデミー」はソニーフィナンシャルグループ株式会社の登録商標です。

第1条 定義

人生投資アカデミー利用規約（以下「本規約」という）における用語の意味は以下のとおりとします。

- (1) 「当社」とは、ソニーフィナンシャルグループ株式会社をいいます。
- (2) 「当社グループ」とは、当社および当社グループ会社
(https://www.sonyfg.co.jp/ja/company/about_group.html に記載している会社) をいいます。
- (3) 「本プログラム」とは、人生投資アカデミーと称し、「金融読解力」を身につけ、自分自身がイニシアティブを握る人生をデザインすることをコンセプトにした当社が主催する体験型プログラムの全部または一部をいいます。
- (4) 「参加者」とは、本プログラムへの参加を申し込み、当社が当該申込を承諾することにより本プログラムへの参加を認められた者をいいます。
- (5) 「参加希望者」とは、本プログラムへの参加を申し込んだ者をいいます。
- (6) 「利用者」とは、参加者および参加希望者をいいます。
- (7) 「本プログラム（の／を）修了」とは、本プログラムにおいて、当社が指定する回数以上出席し、当社指定の課題を当社が定める期日までに提出することによってなされるものとします。
- (8) 「本プログラムの提供者等」とは、本プログラムの提供にあたり当社から委託または依頼を受けた者（講師、場所提供者等を含むがこれに限らない）および当社を総称していいます。
- (9) 「（対象）期」とは、参加者が受講する本プログラムの講義にかかるひとまとまりの期間をいい、個別には「2026 年秋学期」のように、当該期の開始年・季節を冠して呼称するものとします。

第2条 本規約の変更

1. 当社は、民法第 548 条の 4 に基づき、以下の場合に、本規約を変更する場合があります。
 - (1) 変更が利用者の一般の利益に適合する場合
 - (2) 変更が本プログラムの目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の事情に照らして合理的な場合
2. 前項の場合、当社は、本規約を変更すること、当該変更の内容および効力発生時期を、第 6 条第 1 項に定める方法または適宜の方法で周知します。当該効力発生時期以降は、お申し込み済みの本プログラム（変更前に開催済みの本プログラムは除く）を含め、変更後の本規約が適用されます。

第3条 申込

1. 本プログラムは、満 18 歳以上の方を対象に、一定の期間で当社が定める所定の回数の講義に参加いただく内容となっています。本プログラムのコンセプトに共感いただき、原則全講義に参加いただける方で、参加を希望する者は、当社が定める方法に従ってご本人が本規約に同意の上お申し込みください。
2. 本プログラムの申込に際して参加希望者が当社に提供した情報に変更が生じた場合、遅滞なく当社所定の方法で変更手続を行うものとします。

3. 当社は、本プログラムのコンセプトに共感いただいた方を対象に当社所定の基準に則り選定の上、当社が設定した期日まで、意思確認手続きを完了し第 4 条に定める受講料を納入した方に限り、申込を承諾いたします。当該当社の承諾をもって、本プログラムにかかる役務提供に関する当社と参加者の間の契約が成立したものとします。
4. 当社は、以下の場合に参加希望者からの申込を承諾しないことがあります。判断の理由についてのお問い合わせや、判断の結果についての異議にはお答えいたしません。
 - (1) 参加希望者が実在しない場合
 - (2) 参加希望者が登録した電話、メール、住所等の連絡先に連絡が取れない場合
 - (3) 参加希望者が登録した情報に虚偽またはこれに類する不正確な内容の記載が含まれていると判明した場合
 - (4) 参加希望者が契約違反等により当社グループが運営するサービス等（本プログラムを含むがこれに限らない）の利用を停止されたことがある場合等、当社が申込を承諾すべきではないと判断した場合
 - (5) 当社の日常的な業務の遂行上、または技術上、支障がある場合
 - (6) 参加希望者が、当社、または当社グループ、または本プログラムの講師もしくは講師が所属する法人の事業と競業する事業者、その役員、従業員、その他の関係者であると当社が判断した場合
 - (7) 参加希望者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準じる者（以下総称して「反社会的勢力等」という）に該当する場合
 - (8) 第 10 条第 1 項の禁止事項に該当するまたはそのおそれがある場合
 - (9) その他当社が不適当と認めた場合
5. 当社は、参加者に対し、本プログラムにおける会員個人を特定する符号として「受講生 ID」を付与します。

第 4 条 受講料等

1. 本プログラムでは、運営にかかる費用の一部を参加者にご負担いただく目的で、受講料を徴収いたします。利用者は、その主旨に同意して本プログラムへ申し込むものとします。
2. 受講料の金額は対象期ごとに別途当社が定め、本プログラムのウェブサイトにて公表することにより、利用者に対し通知します。受講料には別途消費税および地方消費税が課されます。
3. 参加希望者のうち第 3 条第 3 項頭書に基づく選定を通過した方は、当社からの案内に基づき、当社が指定する期日までに当社が指定する銀行口座に振り込むことにより、受講料を納入するものとします。この際、振込手数料は参加希望者が負担するものとします。
4. 当社は、原則として受領した受講料の返金はい行いません。ただし、以下各号のいずれかに該当する場合には、以下各号の定めに従い受講料の全部または一部を返金させていただきます。なお、返金に際して利息は付さないものとします。
 - (1) 参加者が受講料を納入した後、対象期の初回開講日（以下、「Day1」という）より前に、当社の都合または天災地変等その他の第 7 条に定める事由により、対象期の全講義を中止する場合。この場合、当社は受領した受講料の全額を返金するものとし、返金に際し振込手数料等が発生する場合は、当社が負担するものとします。
 - (2) 参加者が受講料を納入した後、対象期の Day1 の 5 日前までに、参加者が対象期の全講義の受講を辞退する旨を運営事務局（第 8 条に記載）へ電子メールにより申し出た場合。この場合、当社は受領した受講料から所定の返金事務手数料（返金時の振込手数料を含む）を控除して返金するものとします。
 - (3) 当社の都合または荒天等その他の利用規約に定める事由により、対象期の講義を 1 日程単位で中止した場合で、当該中止した講義の代替手段（講義録画映像の配布またはリアル・オンラインによる別日での講義実施）を対象期の最終講義日の属する月の末日までに講じることができなかった場合。この場合、当社は、1 日程の中止につき $(\text{受領した受講料}) \div (\text{対象期の日程数})$ で計算される金額（小数点以下四捨五入）を返金するものとし、返金に際し振込手数料等が発生する場合は、当社が負担するものとします。なお、当社が上記の代替手段を講

じた場合には、受講料の返金はいりません。参加者が自己の都合により代替手段による講義を受講できない場合であつても受講料の返金はいりません。

(4) 対象期の Day1 以降、当社の都合または天災地変等その他の第 7 条に定める事由により、対象期のそれ以降全ての講義を中止する場合。この場合、当社は、 $\lt (\text{受領した受講料}) \times (\text{中止となった日程数}) \div (\text{対象期の日程数}) \gt$ で計算される金額 (小数点以下四捨五入) を返金するものとし、返金に際し振込手数料等が発生する場合は、当社が負担するものとします。

5. 参加者は、前項各号の場合において返金対象となった場合、以下各号の内容について予め了承するものとします。

(1) 返金が確定してから返金完了までに 2 か月程度時間を要する場合があること。

(2) 返金は銀行口座への振込により行うものとし、返金先口座は、第 3 条第 1 項の申込時に参加者が当社に対し申し出た氏名と同一名義の口座に限ること。

6. 受講料および受講料にかかる振込手数料のほか、会場までの交通費、本プログラム内で課される課題作成や講義概要の確認等に要するインターネット利用等の通信費等は参加者のご負担になります。

7. 受講料にかかる領収証は、参加者が発行を依頼した場合に限り、当社委託先から電子的な方法により発行いたします。

第 5 条 個人情報等の取り扱い

1. 第 3 条第 1 項に基づき本プログラムにお申し込みいただく等、本プログラムの利用に伴って当社が取得した利用者の個人情報は、「当社プライバシーポリシー (https://www.sonyfg.co.jp/ja/privacy_policy/)」に従って適切に取り扱います。

2. 利用者は、本プログラムへの申込をもって、当社 (本プログラムのために当社が業務の一部を委託する第三者を含む) が前項に記載のプライバシーポリシーおよび本条に従い、利用者の個人情報を取得し、以下目的のために利用することに同意したものとします。

<本プログラムにおいて当社が取得する個人情報>

氏名、住所、郵便番号、電話番号、生年月日、年齢、性別、勤務先または通学先学校名、電子メールアドレス、(返金の場合に限り) 銀行口座情報

※受講生 ID を上記個人情報に紐づけて管理いたします。

※なお、当社は原則として利用者の要配慮個人情報を取得いたしません、万が一取得してしまった場合には、当社プライバシーポリシーに則り、適切に取り扱います。

<本プログラムにおける個人情報の利用目的>

(1) 利用者への連絡や教材準備等、本プログラムの準備・運営

(2) 参加希望者が多数となった場合における参加者の決定

(3) 効果的・効率的なプログラム運営や施設利用上の安全確保等に必要な範囲内での、本プログラム提供者等への参加者の個人データの第三者提供

(4) 本プログラムおよび本プログラムに関連する施策紹介や広告宣伝、および当社が主催または共催する無償のセミナー・イベント等のご案内

(5) 本プログラムの改善および新規プログラムの開発

(6) 当社の会社法その他の法令に基づく権利の行使または義務の履行

(7) お問い合わせ、ご意見等への対応

(8) 上記(1)から(7)に関する業務内容および手続の改善

(9) その他、上記(1)から(8)に関連・付随する業務および当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務の実施

3. 当社は、原則として、取得した利用者の個人データを利用する必要がなくなった時点、または取得日（利用者が応募したプログラムの応募締め切り日とする）より1年間経過時点のいずれか早い時点で、当該個人データを削除いたします。ただし、参加者については、別途ご本人の同意に基づき、個人情報および個人データの保有を継続する場合があります。

第6条 通知方法等

1. 当社が、利用者に対して、本プログラムに関する事項（その変更を含む）を通知する場合は、本プログラムまたはこれに付随するウェブサイトへの掲載、メール送信その他の適切な方法によって行います。
2. 当社が正常に送信したメールについて、不到達、遅延、文字化けが生じる場合や、同一内容のメールが複数回到達する場合がありますので、予めご了承ください。また、当社は、一度送信したメールの再送信はいたしません（メールアドレス変更の手段中に、変更前のメールアドレスにメールが送信された場合を含む）。
3. 本プログラムで表示する日時は、特段の定めのない限り、全て日本標準時です。

第7条 本プログラムの変更・中断・終了

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、利用者に事前に通知することなく、本プログラムの全部または一部を変更、中断、中止または終了することがあります。
 - (1) 本プログラムにかかる設備を保守もしくは点検する場合または当該設備に不慮の障害等が発生した場合
 - (2) 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止した場合
 - (3) 戦争、暴動、労働争議、天災地変（地震、噴火、洪水、津波、台風、落雷、隕石落下、異常気象等）、火災、停電その他の非常事態により、本プログラムの運営が困難になった場合
 - (4) その他当社が本プログラムの運営上、中断または終了が必要と判断した場合
2. 第1項に定める場合のほか、当社は、本プログラムの内容の全部または一部を変更、中断、中止または終了する場合があります。この場合には、当社はその旨を第6条第1項に定める方法により、予め利用者に通知します。
3. 前二項に定める事由により、対象期の講義を1日程単位で中止にした場合、当社は原則として、代替手段（講義録画映像の配布またはリアル・オンラインによる別日での講義実施）を、対象期の最終講義日の属する月の末日までに講じるよう努めるものとします。なお、参加者の個別の事情により、当該代替手段による講義を受講できなかった場合でも、受講料の一部返金はいたしません。

第8条 お問い合わせ方法・運営事務局の連絡先

本プログラムに関するお問い合わせは、運営事務局までお願いします。運営事務局の連絡先は、次のとおりです。

連 絡 先	ソニーフィナンシャルグループ株式会社 人生投資アカデミー運営事務局 (事務局業務委託先：株式会社 JTB)
営 業 時 間	平日 9:30～17:30
電 話 番 号	03-6628-8426
問い合わせメールアドレス	sonyfg-academy-desk@jtb.com

第9条 本プログラムに関する条件

1. 本プログラムでは、運営事務局である当社従業員等が本プログラムの様子を撮影、録画することがあります。
2. 本プログラムの写真、映像、記事その他本プログラムに関連して発生した著作物（以下「本著作物」という）の著作権は当社または当社が委託した業者等に帰属します。
3. 当社は、本プログラムの施策紹介、広告宣伝その他当社または当社グループの業務に必要な範囲で本著作物を当社または当社グループのホームページや SNS 等のインターネット、新聞、雑誌等の媒体で公開することがあります。

4. 参加者は、映像、写真、音声および／または肖像が前項に定めるとおり記録・公開・利用されることに予め同意した上で本プログラムに参加するものとし、当社グループの自由な判断による記録、公開および利用に関し、当社グループに対し、肖像権、プライバシー権、パブリシティ権、著作者人格権等を行使せず、また一切の対価を請求しないものとします。
5. 本プログラムは、対象期において「午前クラス」「午後クラス」など同一内容で複数のプログラムを開講する場合がありますが、参加者は原則として、第3条第3項の当社による申込承諾時に当社が決定したクラスにのみ参加可能とし、クラス間での振替受講はできません。
6. 本プログラムは、原則として日本語で開講するものとします。

第10条 本プログラムにおける禁止事項

1. 利用者は、本プログラムの参加にあたって、理由の如何にかかわらず、以下の各号に該当する行為をしないでください。
 - (1) 当社、当社グループ、本プログラムの講師、関係者もしくは他の利用者の著作権その他の権利を侵害するかまたは侵害するおそれのある行為
 - (2) 当社、当社グループ、本プログラムの講師、関係者もしくは他の利用者の名誉を毀損したり誹謗中傷したりする行為、またはこれらの者もしくはその関係者のプライバシーを侵害するかまたは侵害するおそれのある行為
 - (3) 本プログラムの正常な運営を妨げる行為
 - (4) 本プログラムに関して発生した権利を、当社の事前の承諾を得ずに、他者に移転する行為、本プログラムに第三者を参加させる行為
 - (5) 犯罪行為、犯罪助長行為、その他、当社、当社グループ、本プログラムの講師、関係者もしくは他の利用者または第三者に危害を及ぼす行為
 - (6) 差別、偏見、その他の人権侵害行為
 - (7) 公序良俗に反するかまたは反するおそれのある行為
 - (8) 政治活動、選挙活動、宗教活動、その他特定の思想・信条の活動
 - (9) 営業活動、商用目的で利用する行為
 - (10) いじめ、嫌がらせ、その他本プログラムの他の参加者による円滑な利用を妨害すること
 - (11) 本プログラムに関連するシステム、ソフトウェア等に対する攻撃、修正、改変、複製、蓄積、削除等の行為（コンピュータウイルスを含むプログラムその他の有害プログラムの使用を含む）
 - (12) 反社会的勢力等との何らかの交流または関与をもつ行為
 - (13) 第12条、第13条およびその他本規約に違反する行為
 - (14) その他、前各号に準じて当社が不適当と判断する行為
2. 前項の規定に反する行為があった利用者については、当社は、本プログラムへの参加申込の非承諾、または、本プログラム開始前もしくは実施期間中にかかわらず本プログラム参加決定後の参加を拒絶することにより、利用者の参加をお断りします。この場合、当社は受領した受講料の返金はいりません。前項の規定に違反した利用者の行為により当社または当社グループが損害を被った場合、当社は被った損害の賠償を当該利用者に対して請求し、当該利用者は当該損害を賠償するものとします。また、同様の行為により、利用者が本プログラムの講師、関係者、他の利用者または第三者から損害賠償その他の請求または訴えを受けた場合、当該利用者が自らの責任と費用において解決し、この場合に当社グループが損害を被ったときはその損害を補償するものとします。本項による措置を講じたことにより、利用者に損害が発生した場合であっても、当社グループは当該損害について一切責任を負いません。

第11条 免責

1. 当社は、本プログラムに関するコンテンツの充実に努めておりますが、その有用性・完全性を保証するものではなく、その内容は当社、講師、その他関係者の見解や意見に基づく要素が含まれるものであり、正確であることを保証するものではありません。また、本プログラムが、変更・中断・遅延・終了することなく継続的に提供されることを保証するものではありません。

2. 当社が管理するサイト以外で、本プログラムに関連した情報が掲載されている場合は、当社グループはその内容について責任を負いません。
3. 当社グループおよび本プログラム提供者等は、利用者が本プログラムを利用したことに関して不利益や損害が生じたとしても、当社グループおよび本プログラム提供者等に故意または重過失が無い限り、これらについての損害賠償責任は負いません。ただし、当社グループおよび本プログラム提供者等に過失（重過失を除く）がある場合、当社グループは、利用者に現実生じた通常かつ直接の範囲の損害に限り責任を負うものとし、その上限は、当該利用者が当社に支払った受講料の額とします。
4. 本プログラムの全部または一部の変更・中断・遅延・終了により、利用者に損害等が生じたりした場合であっても、当社グループおよび本プログラム提供者等に故意または重過失が無い限り、当社グループはその責任を負いません。ただし、当社グループおよび本プログラム提供者等に過失（重過失を除く）がある場合、当社グループは、利用者に現実生じた通常かつ直接の範囲の損害に限り責任を負うものとし、その上限は、当該利用者が当社に支払った受講料の額とします。
5. 本プログラムにおける参加者の負傷、疾病、紛失、盗難、利用者同士または利用者と第三者との間において生じた紛争等その他一切の事故について、本プログラム提供者等に帰責性がある場合を除き、本プログラム提供者等は何らの責任を負いません。
6. 本プログラムは、学校教育法に定めるいかなる学校にも該当せず、本プログラム修了後に学位・資格等を付与することを目的としたものではありません。
7. 第4条第4項各号に定める返金が発生した場合、参加者は、当社または当社委託先（以下本項においてまとめて「事務局」という。）からの求めに応じて、返金先銀行口座情報の伝達を含む返金依頼を事務局に対し通知するものとします。なお、事務局が合理的な方法により連絡を試みたにもかかわらず、返金依頼通知を受領できない参加者に対しては、返金手続を完了できないことがあります。この場合、当該返金債務については、参加者が返金を請求することができることを知った時から5年間、または返金を請求することができる時から10年間、参加者が返金請求権を行使しないままいずれか早く到来する方の期間の経過後、当社が民法その他の法令に基づき消滅時効を援用することにより消滅するものとします。

第12条 知的財産権

1. 本プログラムにおいて提供している資料、記事、写真、イラスト、動画および音声、ソフトウェア等の一切の著作権その他の知的財産権は、当社、当社グループ、講師その他の権利者に帰属しています。また、本プログラムに関するコンテンツ、ソフトウェア、商標、ロゴマーク、およびマニュアル等に関する著作権その他の一切の知的財産権は、当社、当社グループ、講師その他の権利者に帰属しています。利用者は、法令に定める場合を除き、これらの知的財産権を利用（再利用、複製、第三者への開示、頒布、売却、譲渡、貸与、ウェブサイトやSNS等に掲載する等インターネットを通じて公衆に送信する行為等を含む）をしてはいけません。
2. 参加者が本プログラムにおいて作成した資料、イラスト、動画および音声、ソフトウェアその他の著作物について、参加者は、当社がこれら著作物を、参加者個人が特定できない形に加工した上で自由に使用、収益、複製、改変、送信およびその他処分（実施または使用の許諾を含む）をすることについて予め同意するものとします。また、参加者は、当社が本項に定める行為を実施するにあたって、著作権者人格権を行使しないものとします。

第13条 表明保証

1. 利用者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - (1) 自己が反社会的勢力等に該当しないこと
 - (2) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

- (4) 自己が日本、国際連合、欧州連合、英国又は米国が実施する経済制裁の対象者リストに掲載されていないこと
- 2. 利用者は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを表明し、保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当社、当社グループ、本プログラムの講師、関係者の信用を毀損し、または当社、当社グループ、本プログラムの講師、本プログラムの提供者等その他関係者の業務を妨害する行為
 - (5) その他、前各号に準ずる行為

第 14 条 第三者への業務委託

当社は、必要に応じて本プログラムの運営に関わる業務の全部または一部を、その費用と責任において第三者に委託することがあります。また、受講料の振込先として指定する口座の名義人や返金の際の振込名義人は、当該委託先となる場合があります。

第 15 条 本規約上の地位の譲渡等

- 1. 当社は、本プログラムに関する事業を第三者に譲渡または承継させることに伴い、本規約上の地位および権利義務その他参加者に関する情報等を当該第三者に譲渡ないし承継させることができるものとし、参加者は予めこれに同意するものとします。
- 2. 参加者は、当社の書面による事前の承諾なく、本規約上の地位および権利義務その他参加者に関する情報等を、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分を行うことができないものとします。

第 16 条 協議解決

本規約に定めのない事項または各条項の解釈について疑義が生じた場合については、当社および利用者は、そのつど誠意をもって協議し、円満に解決を図るよう努めます。

第 17 条 準拠法・管轄合意裁判所

- 1. 本規約は日本法に準拠します。
- 2. 本規約に関し紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上
(2025 年 06 月 12 日制定)
(2026 年 06 月 19 日改定)